

「大崎事件」再審請求棄却決定に関する会長声明

鹿児島地方裁判所（中田幹人裁判長）は、2022年（令和4年）6月22日、いわゆる「大崎事件」第4次再審請求事件につき、再審請求を棄却する決定をした（以下「本決定」という。）。

「大崎事件」は、1979年（昭和54年）10月、鹿児島県大崎町で家屋併設の堆肥置場から被害者とされる男性の遺体が発見されたことに端を発する事件であり、「被害者」の長兄、次兄及び長兄の妻である原口アヤ子氏に対し、殺人・死体遺棄事件として公訴提起がなされた。

「被害者」は、同月12日、農道脇の溝に自転車ごと転落して前後不覚で道路上に横臥していたところを近隣住民2名に発見され、午後9時頃に自宅へ運ばれていたが、公訴事実では、その後、①原口氏ら3名が共謀し、同日午後11時頃に「被害者」の自宅へ赴いて、泥酔している「被害者」の首を絞めて殺害し、②翌13日午前4時頃、次兄の息子も加えた計4名で共謀して「被害者」の遺体を自宅に併設された堆肥置場に遺棄したとされている。

原口氏は、逮捕時から一貫して無実を主張していた。しかし、第一審では、「共犯者」とされた長兄・次兄及び次兄の息子ら3名の自白、次兄の妻の供述、「被害者」を自宅に運んだ近隣住民2名の「自宅到着時には生きていた」旨の供述を主な証拠として、原口氏に懲役10年の有罪判決が下された。その後、控訴・上告も棄却されて1981年（昭和56年）に確定した。

原口氏は、満期服役後、鹿児島地裁に対し、過去にも3度にわたって再審請求を申し立てており、本決定は4度目の再審請求に対するものである。

1995年（平成7年）の第1次再審請求では、請求を受けた鹿児島地裁が2002年（平成14年）に再審開始決定を下したものの、即時抗告審である福岡高等裁判所宮崎支部は再審開始決定を取り消し、特別抗告も棄却された。

2010年（平成22年）の第2次再審請求では、鹿児島地裁に棄却され、即時抗告及び特別抗告も退けられた。ただし、即時抗告審では、裁判所から検察官に対して積極的に書面による証拠開示の勧告を行われ、これにより多数の証拠開示が実現していた。

2015年（平成27年）の第3次再審請求では、再審請求審である鹿児島地裁、即時抗告審である福岡高裁宮崎支部において、いずれも再審開始決定を勝ち取った。

しかし、特別抗告審である最高裁判所第一小法廷（小池裕裁判長）は、2019年（令和元年）6月25日、鹿児島地裁及び福岡高裁宮崎支部が下した再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却する決定をした。

この第3次再審請求に関する最高裁の決定は、検察官の特別抗告には理由がないとしながら、職権によって再審請求を棄却するという異例のものであった。また、再審請求審、即時抗告審が認めた再審開始決定を、最高裁が覆した点でも、過去に類例のない判断といえるものであった。

取り消された即時抗告審の決定は、原審に引き続いて丁寧な事実認定を行い、「「被害者」が帰宅した時点で既に転落時の負傷で死亡または瀕死の状態だった可能性があり、帰宅時の「被害者」の様子に関する近隣住民2名の供述は信用できず、「共犯者」3名の各供述の信用性に重大な疑義が生じる」としていた。これに対し、最高裁の決定は、福岡高裁宮崎支部の決定につき、鑑定の問題点やそれに起因する証明力の限界を十分に考慮しないまま、他の証拠の証明力について吟味することなく過大評価し、実質的な総合評価を行わずに結論を導いたものと批判し、「取り消さなければ著しく正義に反する」としたものである。

弁護団は、2020年（令和2年）3月30日、死亡時期に関する救命救急医の鑑定書、近隣住民2名の供述に対する鑑定書を新証拠として、第4次再審請求を申し立てた。本請求審の新証拠は、それぞれが相互に補充しあい、近隣住民の供述に反して「被害者」が帰宅前に死亡していたこと、すなわち原口氏らが「被害者」を殺害することはそもそもあり得ず、「殺人事件」は存在しないことを明らかにするものであった。

第4次再審請求審の鹿児島地裁は、申立てから2年弱という期間で5名の鑑定人の証人尋問を行い、現地での進行協議期日を実施する等の積極的な訴訟指揮を行った。それにもかかわらず、同裁判所は、今般、最高裁が従前に下した棄却決定の結論に追従し、新証拠は「無罪を言い渡すべき明らかな証拠には当たらない」として再審請求を棄却する本決定を下した。

本決定は、「被害者」の死因・死亡時期に関する検討が不十分なだけでなく、第3次請求において最高裁が指摘した新旧全証拠の総合評価を適切に行っていない。また、本決定は、再審開始の判断においても「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判における鉄則が適用されるとした白鳥決定（最高裁第一小法廷決定昭和50年5月20日刑集第29巻5号177頁）・財田川決定（最高裁第一小法廷決定昭和51年10月12日刑集第30巻9号1673頁）に明らかに違反している。到底

是認できるものではない。

原口氏は現在95歳の高齢である。真に正義に適う結果を原口氏の存命中に実現するためには、一刻も早く再審開始決定を勝ち取り、再審公判を開かねばならない。

日本弁護士連合会は、2013年(平成25年)から原口氏の再審開始を目指し、原口氏への弁護活動を支援している。当会は、日弁連の姿勢を支持するとともに、証拠開示のあり方や再審開始決定に対する不服申立制度の見直しといった、えん罪被害者を救済するための制度改革に向けて努力していく所存である。

2022年(令和4年)8月26日

茨城県弁護士会

会長 亀田 哲也